

令和2年8月12日 産業課商工交流係

川俣町新型コロナウイルス感染症緊急支援による雇用維持補助金の概要

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う影響によって業績が悪化している 町内事業者の雇用の確保に係る負担を軽減するとともに労働者の雇用を維持 し、住民の生活の安定と地域活力の維持・増進を目的として、本町での事業の 継続そして雇用の維持・確保に意欲のある法人又は個人事業者(以下「事業者」 という。)に対し以下のとおり支援を行います。

2. 補助対象とする業種

商工会が実施した新型コロナウイルス感染症に係る緊急アンケート(6月上旬から1か月実施、回答154社)において、建設業(回答27社)及び製造業(回答38社)が多大な影響を受けていることが明らかとなりました。

本町においては、建設業及び製造業が、事業所数で約3割(183社)、従業員数においては約5割(2613人)を占めていることから、建設業及び製造業への支援は喫緊の課題であり、雇用維持の観点から、本補助金については建設業及び製造業を営む事業者を対象とします。

○補助対象とする業種(日本標準産業分類による区分)

大分類	中分類
建設業	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築
	工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業、とび・土工・コンクリー
	ト工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、
	左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他
	の職別工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業(さ
	く井工事業を除く)、機械器具設置工事業、その他の設備工事業
製造業	食料品製造業、食料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製
	造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、
	印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック
	製品製造業(別掲を除く)、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製
	造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造
	業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製
	造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情
	報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業



3. 補助対象とする事業所の規模等

(1)補助対象とする事業所の規模

従業員数5人以下の小規模な事業所を対象とします。

なお、複数の事業を営む者であって、既に事業維持等給付金の給付を受けた事業者は対象としません。

(2)補助対象とする従業員

本補助金の対象は、事業主(役員・専従者を含む)、正規職員及びパート・臨時雇用職員(31日以上引き続き雇用されかつ1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者)とします。

(3)補助対象とする月及び売上高の減少率

各種調査においても、3 月から 6 月にかけての状況がさらに悪化していることから、対象月を 4~6 月の 3 か月間とし、対象月のうちひと月でも売上高が前年同月比15%以上(町事業維持等給付金と同様)の減少率となっている事業者を対象とします。

4. 補助基準額及び上限

補助基準額:100,000円/人

補助上限: 1事業所あたり 500,000円

5. 補助対象事業所数及び従業員数

対象事業所:約130事業所(対象とする事業所数の8割程度)

対象者数:約750人(対象とする労働者の8割程度)

6. 予算額

75,000,000 円 (750人×100,000円)

7. 添付書類

- 売り上げの減少が確認できる書類
- ・ 従業員の数が確認できる書類
- 町税滞納の無いことが確認できる書類
- 通帳の写し

8. 申請受付等のスケジュール

(1) 申請関係

8/17(月)から申請の受付を開始し、申請期限は10月末とします。



(2) 交付関係

第1回交付を、8/26(8/20まで受付分)に予定しております。 なお、最終交付は、11/10(10/30まで受付分)の予定です。

(3)申請・相談窓口

申請は、役場産業課商工交流係で受け付けます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、申請・相談は完全 予約制とします。

予約は、商工交流係までご連絡をお願いいたします。

(問い合わせ先)

川俣町役場産業課商工交流係

電 話: 024-566-2111 内線 1505 MAIL: sangyo@town.kawamata.lg.jp